



更生保護
シンボルマーク

認定特定非営利活動法人

岩手県就労支援事業者機構 情報 第17号

■ 発行年月日 : 平成27年3月1日

■ 発行者 : 岩手県更生保護就労支援事業所



認定NPO法人 認定書交付

◆認定通知書の番号 岩手県指令若第597号

◆認定年月日 平成27年1月29日付

当NPO法人は、かねてからの念願しておりました、「認定NPO法人」の認定を、みなさんのお力添いで受け、平成27年2月5日岩手県庁において、環境生活部若者女性協働推進室長から、木川田典彌会長が認定書の交付を受けました。

この事によって従来の就労支援活動の1つの懸案であった活動資金に対して明るい見通しがたちました。

「認定NPO法人」になることにより、寄付者に対して、右記のような税制上の優遇措置が受けられます。

(1) 個人が寄付した場合

寄付金控除が受けられます。

(2) 法人が寄付した場合

損金算入限度額の枠が拡大されます。

(3) 相続人が「認定NPO法人」に寄付した場合

寄付した相続財産が、非課税になります。

※上記の通り、概略を記しましたが、詳細な事項を知りたい方は、当機構へご連絡ください。

◆盛岡市優遇措置について◆

かねてより協力事業主等から要望があり、盛岡保護観察所長と当機構が盛岡市に要請しておりました、工事請負契約競争入札参加資格についての優遇措置が建設工事請負に限り、平成26年12月22日に技術等評価項目に追加され改正されましたので、ご報告致します。

必要手続きは、従来の申請書に加え競争入札参加資格審査要領(14)地域貢献活動を証明する書類中、イ. 保護観察対象者

の雇用に係る協力雇用主として登録している場合は、登録していることを証する書類又は、その写し(盛岡保護観察所発行)となっています。

尚、技術等評価点の審査基準中、ク. 地域貢献活動の状況においては、平成27年1月31日現在、保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主として登録している場合は、評価するとして点数プラス10点としています。

平成26年度盛岡地区更生保護協力事業主研修会

平成27年2月25日 エスポワールいわて



研修

本年度の盛岡地区更生保護協力事業主研修会は対象者の職場定着を主題として、盛岡保護観察所辻裕子所長を講師に行われました。「職場定着を願って」の講座は、所長が事前に発表者の発表原稿を緻密に考察し、参加者の学習が円滑に進行するように工夫した資料を提示され、発表者の内容を深化させてくれました。

その後、今まで対象者が就労し職場定着している事例を、それに関与した保護司と協力事業主から発表していただきました。

参加者からの質問や意見発表も研修会での一定の成果を物語る内容であり、ハローワークの泉義勝統括はじめ参加者全員からの異口同音の評価は今後の研修に対する大きな指標になりました。

発表者

協力事業主	丹内 心一	丹内建設(株)
	芦名 鉄雄	(有)芦名商会
保護司	近藤 雅博	岩手保護院
	四井 昭子	厨川分区



■会員数 (平成27年3月1日現在)

一種会員 (事業者団体)	(8)
二種会員 (事業者)	(2 7)
三種会員 (雇用協力事業者)	(3 3 4)
四種会員 (事業所以外の個人 法人又は団体)	(5 9)
計	(4 3 4)

新会員よりメッセージ

二種会員

(株)北日本土地

盛岡店長 浅沼 喜久

一言

この活動の輪がより一層広がるよう、協力させていただきます。



二種会員

大伸工業(株)

代表取締役会長 猿舘 伸俊

一言

犯罪のない地域づくりと、更生保護活動に微力ながら積極的に協力してまいりますのでよろしくお願い致します。



※次回第18号の発行は平成27年5月1日の予定です。各地区会員の皆様に、お知らせなどの情報がありましたら、下記事業所まで連絡ください。

認定NPO法人岩手県就労支援事業者機構 岩手県更生保護就労支援事業所

〒020-0887 盛岡市上ノ橋町1-50 いわせんビル4階

TEL 019-681-7940 FAX 019-681-7941

Eメール: iwate-syurousien@woody.ocn.ne.jp

ホームページ: http://iwate-shien-kiko.or.jp